

「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」およびその取組み状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重していきます。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯かつ丁寧にご説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただきますよう努めています。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用にかかる取組み事例(令和6年度)

1. 取組みを実施するに至った背景等

- ・令和4年12月：金融庁監督局より「経営者保証改革プログラム」が公表されました。
- ・令和5年2月：「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」説明会のWEB会議へ出席しました。
- ・令和5年2月：「経営者保証改革プログラム」による新たな融資慣行を進めるにあたり、改めて同ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針作成・公表の要請を受け、事前準備として当組合における適用可能先および非適格先の状況把握調査を実施しました。
- ・令和5年3月：営業店あて周知を図るべく「経営者保証改革プログラム」について説明会を行いました。
- ・令和5年4月：当組合ホームページに「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針を掲載しました。
- ・令和7年2月：金融庁監督局と「経営者保証改革プログラム」の実施状況等についてWEBによるヒアリングが実施されました。

2. 取組みの具体的な内容

- ・金融庁監督局より「経営者保証に依存しない新たな融資慣行の確立を進める。」こととし、改めて同ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針作成・公表の要請があり、令和5年4月1日より「経営者保証改革プログラム」適用を実施しています。
- ・部店長会および営業店説明会等において「経営者保証改革プログラム」の内容・取組みを部店長、営業店役職員へ伝達、周知徹底を図るとともに積極的な取組みを行うよう指示しています。
- ・新たに「経営者保証の必要性に関する確認シート」を作成、営業店の事務取扱いに利用するもので「経営者保証に関するガイドライン」に沿った要件確認を行い、適用先には積極的な取組みを行うこととし、非適格先へは保証契約の必要性等に関し個別具体的に説明のうえ記録することを周知しています。
- ・金融庁監督局とのヒアリングにおいては、主に経営者保証に依存しない取組慣行に対する認識や「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況、「経営者保証改革プログラム」の実施状況や対応状況、監督指针对応状況について当組合の取組み・実施状況・対応等を説明しました。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

(単位:件、%)

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	1,151	1,120
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合(%)	15.83	22.35
保証契約を解除した件数	34	19
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0	1

(注)新規に無保証で融資した件数には自組合預金積金担保によるもの、および信用保証協会保証による無保証人融資が含まれています。